



# 町税を コンビニやスマホで 納付できるように なります



コンビニで



スマホで

東川町の町税（住民税、固定資産税、軽自動車税）を  
全国のコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでも

納付できるようになります。

詳細は裏面をご覧ください。

# ココが変わります

## 納期限が変更になります

今まで住民税と固定資産税の納期限は同月でしたが、該当する方の負担を分散させるため、下記のとおり変更になります。

※月末が休日の場合は、次の平日に繰り下げとなります。

住民税(町道民税)	7月末・9月末・11月末・1月末
固定資産税	7月末・8月末・10月末・12月28日
軽自動車税(種別割)	7月末

## 納付書が1枚ずつの単票になります

今まで3税目の町税が1枚の納付書にまとまっていたが、コンビニ納付対応の納付書になるため1枚ずつの単票になります。納付の際は記載された納期限をお確かめください。

また、コンビニ・スマホ決済アプリからも納付できるように、納付書にバーコードが印字されます。

## コンビニ・スマホでの納付方法

### コンビニで納付

セブン-イレブン、セイコーマート、ハマナスクラブ、ローソンなどの窓口で現金払いとなります。

クレジットカードや電子マネーはご利用いただけません。



### スマホで納付

納付書に印字されているバーコードを読み取り、スマホ決済アプリ「PayPay」、「LINE Pay 請求書払い」で決済してください。



## ご注意ください

### スマホ決済アプリでは、領収書や納税証明書は発行されません

役場に来庁いただき納税証明書を税務定住課から発行することができますが、スマホ決済アプリで納付したことを役場で確認できるようになるまで数日かかります。すぐ納税証明書が必要な場合は、役場や金融機関、コンビニなどの窓口で納付してください。

### 以下の場合、コンビニやスマホ決済アプリで納付できません

- ・納付書1枚の金額が30万円を超えている場合
- ・金額を訂正している場合
- ・バーコード印字がない場合
- ・破れたり汚れたりしてバーコードが読み取れない場合

## Q & A

**Q** 納付書を紛失してしまった場合、どうすればいいですか？

**A** 再発行しますので、税務定住課収納室までご連絡ください。

**Q** 口座振替から納付書払いに変更できますか？

**A** 可能です。税務定住課収納室までご連絡ください。

**Q** 口座振替を利用しています。固定資産税の納期限が変更になりますが、もう一度手続きは必要ですか？

**A** 必要ありません。現在の口座振替は、そのまま移行されます。なお、7月1日以降は、税目ごとに口座振替の登録が可能になります。1税目だけにすることも、税目ごとに口座や金融機関を変えることも可能です。

## 国民健康保険料などもコンビニ・スマホで納付できます

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、コンビニやスマホ決済アプリで納付できるようになります。詳しくは、大雪地区広域連合（電話 0166-82-3697）までお問い合わせください。

お問い合わせ

東川町役場 税務定住課 収納室 ☎ 0166-82-2111 (内線 122、126)  
東川町東町1丁目16番1号・FAX.0166-82-3644

東川町ホームページ

検索

